

山鹿市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の範囲

- (1) 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に 5 事業所未満(4 事業所以下)である場合など、サービス事業所が少数である場合
- (2) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- (3) 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど、事業所が小規模である場合
- (4) 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- (5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより、特定の事業者集中していると認められる場合
- (6) その他、正当な理由と山鹿市長が認めた場合
 - (ア) 居宅サービス事業所等が特別地域加算を受けている場合
 - (イ) 社会福祉法第 78 条の規定に基づく福祉サービス第三者評価を受け、特定事業所集中減算の判定期間にその結果が独立行政法人福祉医療機構の WAM-NET(ワムネット)に公表されており、その評価項目のうち a 評価が 50%以上(小数点第 2 以下四捨五入)である事業所の場合

※WAM-NET の公表画面を印刷のうえ添付すること。